様式第6号の2(2)　（裏面）

〔注意〕

1　この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。

2　親事業主が個人である場合には、①欄及び⑥欄については当該親事業主の氏名を記載すること。

3　親事業主が個人である場合には、③欄及び⑦欄については当該親事業主の住所を記載すること。

4　⑤欄については、親事業主の場合は「１」を、特例子会社の場合は「２」を、関係会社の場合は「３」を記載すること。

この際、親事業主、特例子会社、関係会社の順に記載すること。

5　⑧(ｲ)欄並びに⑨(ﾎ)、(ﾍ)、(ﾇ)、(ﾙ)及び(ﾖ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。

6　Ｃの⑧欄から⑩欄までについては、事業主ごとに、様式第６号の２(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業所別）」のＣの⑰欄から⑲欄までに記載した数字を記載すること。

7　⑨欄及び⑩欄の（　）内には、内数として、本年６月１日以前１年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。

7－2　⑨(ﾚ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。

①平成27年６月２日以降に雇い入れられた者であること

②平成27年６月２日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

8　⑧(ﾊ)及び(ﾆ)欄、⑨(ﾘ)、(ｶ)及び(ｿ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第１位まで記載すること。

9　⑪欄には、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。

10　⑫欄には、⑧(ﾆ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑩欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第１位まで記載すること。）。ただし、その数が０を下回る場合は、０を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.2であること。